

意見書

平成 21年 6月 3日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部データ通信課御中

郵便番号 101-0047

とうきょうとちよだくうちかんだ2-3-4 こくさいこうぎょうかんだびる6かい

住所 東京都千代田区内神田2-3-4 国際興業神田ビル6階

組織名 しゃだんほうじんにほんねっとわーくいんふぉめーしょんせんたー

社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター

ごとう しげき

理事長 後藤 滋樹

電話番号 03-5297-2311

電子メールアドレス secretariat@nic.ad.jp

「21世紀におけるインターネット政策の在り方～新たなトップレベルドメイン名の導入に向けて～(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

【別紙】

ページ	項目	意見
	全体	<p>この度はインターネット基盤委員会での審議を経て報告書をまとめていただき、誠にありがとうございます。本報告書に述べているように「.日本」の管理運営事業者の選定を民間の場で行うことに賛成いたします。</p> <p>ICANNの発足前に米国政府がまとめたホワイトペーパーでは、DNS管理の原則として民間の場におけるボトムアップによる調整活動を挙げています。日本のインターネットはまさにこの原則通りの発展をしてきており、その中で日本ネットワークインフォメーションセンター(JPNIC)は1991年以後、民間の活動の一翼を担って参りました。今後も更なる発展に貢献していきたいと考えております。</p> <p>これまでわが国の政府は、日本のインターネットが原則に沿って民間主導で好ましく進むように、正しくその役割を果たし、辛抱強く見守って下さいました。その結果、当センターが携わっているインターネット資源管理の枠組みが、世界の中で先進的な事例として、お手本として参照されるようになったことを、私たちは誇りに思っております。また国のご理解に深く感謝いたします。</p> <p>政府におかれては、今後とも民間主導の原則によるインターネットの発展を見守り、サポートして頂きたくお願い申し上げます。</p>

ページ	項目	意見
5ページ	第一章 ドメイン名をめぐる議論の状況 2 ドメインの管理体制 (1) 国際的枠組	<p>【総務省案】 (8～10行目)</p> <p>ICANNでは、IPアドレスの割当やドメインネームに関する調整、ルートネームサーバシステムの運用等の調整、これらの技術的業務に関連するポリシー(基本方針)策定の調整等の業務を実施している。</p> <p>【意見】 国際的枠組における民間主導の位置付けを明確にするため、次のような脚注を追記することを提案いたします。</p> <p>【変更案】 (10行目に脚注を追加)</p>

		<p>ICANNでは、IPアドレスの割当やドメインネームに関する調整、ルートネームサーバシステムの運用等の調整、これらの技術的業務に関連するポリシー（基本方針）策定の調整等の業務を実施している。^{脚注}</p> <p><u>脚注 ICANN設立の過程で、米国商務省から公開された「インターネットの名前およびアドレスの管理」</u> http://www.nic.ad.jp/ja/translation/icann/bunsho-white.htmlでは、それまでのインターネットの発展において、民間ならではの柔軟性、迅速性が効果を発揮してきたことを踏まえ、民間主導によるドメイン名とIPアドレスの管理が提案されている。</p>
5ページ	<p>第一章ドメイン名をめぐる議論の状況</p> <p>2 ドメインの管理体制</p> <p>(1) 国際的枠組</p>	<p>【総務省案】 (ページ下部) 図3「ICANNの構成」</p> <p>【意見】 JPNICがgTLDレジストリであるかのような誤解を招く表記があるため、次のような修正を提案いたします。</p> <p>【変更案】 「gTLD」の枠内にある「JPNIC等」を削除する。</p>
7ページ	<p>第一章 ドメイン名をめぐる議論の状況</p> <p>2 ドメインの管理体制</p> <p>(2) 我が国の枠組</p>	<p>【総務省案】 (5行10文字目～30文字目) 当該法人が管理運営業務を担うこととなった。</p> <p>【意見】 当時JNICは法人格を持っていなかったため、「当該法人」という記述は適切ではありません。</p> <p>【変更案】 当該<u>団体</u>が管理運営業務を担うこととなった。</p>
7ページ	<p>第一章ドメイン名をめぐる議論の状況</p> <p>2 ドメインの管理体制</p>	<p>【総務省案】 (8行11文字目～9行目)</p>

	<p>(2) 我が国の枠組</p>	<p>現在、総務省とJPNIC が協力して、管理運営業務の適正さを担保するため、JPRS の財務状況、ドメインの運営状況について監督を行っている。</p> <p>【意見】 総務省とJPNICが協力して行っている「.jp」の公共性の担保に関する業務を正確に記述するため、次のような変更案を提案いたします。</p> <p>【変更案】 <u>移管以来、JPドメイン名登録管理業務の公共性を担保するため、総務省とJPNICは共同で、JPドメイン名登録管理業務移管契約に規定されているJPRSの責任事項に違反していないか、また、ICANNとのccTLDスポンサ契約に基づくポリシーを遵守しているか、について監視を行っている。</u></p>
7ページ	<p>第一章ドメイン名をめぐる議論の状況 2 ドメインの管理体制 (2) 我が国の枠組</p>	<p>【総務省案】 (13～17行目) 登録データのエスクロー（預託）を適正に行うこと（図7） - 管理運営事業者が破綻した場合でも、新たな管理運営事業者への業務引継ぎがスムーズに行われるよう、社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター（JPNIC）と国が協力して行う監督の下で管理運営事業の継続に必要な登録データを第三者に預託</p> <p>【意見】 登録データのエスクローの目的は、新たな管理運営事業者への業務引継ではなく、業務の立ち上がりをスムーズにするものです。また、預託する側には積極的に預託を行う動機付けが発生しにくい性質のものであることから、単なる監督から一歩踏み込んだ監視までが必要であり、現状もそのような仕組みになっていることから、次のような変更案を提案いたします。</p> <p>【変更案】</p>

		<p>登録データのエスクロー（預託）を適正に行うこと（図 7）</p> <p>- 管理運営事業者が破綻した場合に、再移管先での業務立ち上がりをスムーズに行うために必要な登録データを管理運営事業者が第三者に預託。社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター（JPNIC）と国は共同で、管理運営事業者が選定する預託先の承認を行うとともに、日々の預託が定められた内容で行われたかを監視している。</p>
15ページ	<p>第二章「.日本」導入に向けた検討</p> <p>1 検討の背景</p>	<p>【総務省案】 (4行3文字目～6行7文字目) ICANN が定める IDN-ccTLD（多国文字による国別トップレベルドメイン）実装計画や ccTLD（国別トップレベルドメイン）の委任と管理に関する GAC 原則等に沿った審査が行われることとなるが、</p> <p>【意見】 審査は実装計画のみによって行なわれます。GAC原則の趣旨はすべて実装計画中に含まれているはずであり、特に各国政府の意向は同文書中6.1.4に言及があります。従って、審査におけるGAC原則の役割は間接的です。原文の書き方は、審査が両方を見ながら行なわれるかのような誤解を与えかねず、好ましくないと考え、次のような変更案を提案いたします。</p> <p>【変更案】 (棒線部を削除) ICANN が定める IDN-ccTLD（多国文字による国別トップレベルドメイン）実装計画やccTLD（国別トップレベルドメイン）の委任と管理に関するGAC 原則等に沿った審査が行われることとなるが、</p>
25ページ	<p>第二章「.日本」導入に向けた検討</p> <p>4 事業者の選定</p> <p>(2) 選定主体</p> <p>国と民間の連携</p>	<p>【総務省案】 (3行目) ICANN の「他国文字による国別トップレベルドメイン実装計画」ドラフト案によれば、あ</p>

		<p>【意見】 誤字(「他国」)の修正を提案いたします。</p> <p>【変更案】 ICANN の「<u>多国文字による国別トップレベルドメイン実装計画</u>」ドラフト案によれば、あ</p>
25ページ	第二章「.日本」導入に向けた検討 4 事業者の選定 (2) 選定主体 国と民間の連携	<p>【総務省案】 (9～12行目) このように、国が推薦を行うことからすれば、国自体が推薦対象となる事業者を選定することが適当と考えられるが、これまでの日本のインターネットは民間主導で発展してきたこと等を踏まえれば、まずは民間の場において「.日本」の管理運営事業者の選定を行うことが適当である。</p> <p>【意見】 民間の場において事業者選定を行なうことの根拠を明確にするとともに、用語をICANNの原典と整合する使い方にするため、次のような変更案を提案いたします。</p> <p>【変更案】 <u>わが国では、「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」第七条において、民間が主導的な役割を担うことが原則とされており、また、これまでの日本のインターネットは民間主導で発展してきたことなどを踏まえれば、民間の場において「.日本」の管理運営事業者の選定を行い、政府が選定結果を支持する、という役割分担が適当である。</u></p>
25ページ	第二章「.日本」導入に向けた検討 4 事業者の選定 (2) 選定主体 国と民間の連携	<p>【総務省案】 (13～19行目) この民間による選定の場について、</p> <p>ア 公正性、中立性及び透明性が確保された形で設けら</p>

		<p>れること</p> <p>イ 国と一定程度の関連性を有すること（例えば、国から選定についての依頼状を出す等）</p> <p>ウ 本報告書の内容に沿った事業者選定が行われ、その管理運営事業の公共性が確保されるよう措置すること</p> <p>の3点が満たされる場合には、国は、その選定結果を基本的には尊重することが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>「選定の場」についてはP.26に述べられているので、「国と民間の連携」についてはウだけで充分であり、アとイの記述は不要と考え、次のような変更案を提案いたします。</p> <p>【変更案】 (棒線部を削除)</p> <p>この民間による選定の場について、</p> <p>ア 公正性、中立性及び透明性が確保された形で設けられること</p> <p>イ 国と一定程度の関連性を有すること（例えば、国から選定についての依頼状を出す等）</p> <p>ウ 本報告書の内容に沿った事業者選定が行われ、その管理運営事業の公共性が確保されるよう措置すること</p> <p>の3点が満たされる場合には、国は、その選定結果を基本的には尊重することが適当である。</p>
26ページ	第二章「.日本」導入に向けた検討 4 事業者の選定 (2) 選定主体 民間による選定の場	<p>【総務省案】 (26ページ全体)</p> <p>【意見】</p> <p>協議会と選定委員会の各々の役割と責任について、その概念・範囲・程度などをより明確にすべきと考えます。</p>